

○警戒区域への一時立入許可基準（平成 23 年 4 月 23 日原子力災害対策本部長決定）（案）

改正 平成 23 年 8 月 9 日

「警戒区域の設定について」（平成 23 年 4 月 21 日原子力災害対策本部）に基づき、当面の一時立入りの許可基準を次のとおり定める。

1 基本方針

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内に設定された警戒区域への一時立入りについては、原則として、①立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、②警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者を対象とする。

2 一時立入りの対象者の条件

(1) 立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

個別に市町村長が原子力災害現地対策本部長と調整の上、公益性が認められる場合には、立入態様に関する条件を付して一時立入りを許可する。

(2) 警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者

当面、一世帯 1 名を限度とする。また、15 歳未満の子ども及び高齢、病弱その他の理由により移動に何らかの支援を必要とする者は対象としないものとする。

3 一時立入りの範囲及び条件

(1) 警戒区域において、立入りを認めない地域は、次のとおりとする。

① 高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域

② 今般の津波により被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域

(2) 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」（平成 23 年 3 月 28 日）を踏まえ、立入者の受ける線量が一回当たり最大 1.0mSv 以内とすることを条件とする。

(3) 一時立入りの前に実施する当該区域内のモニタリング結果や一時立入りの当日に実施する空間線量率の計測結果等を踏まえながら、必要に応じて立ち入る範囲及び時間の調整を行う。

4 当日の一時立入り可否の判断

当日の一時立入りの可否については、原子力災害現地対策本部長が、原子力発電所の状況や気象条件等を踏まえ判断し、実施市町村及び県に伝達する。

5 一時立入りに関するリスクの周知

警戒区域への一時立入りの実施に当たっては、汚染の可能性を含めてリスクが存在することについて周知し、一時立入り者の理解をあらかじめ得ることとする。

6 立ち入る際の装備

立入りに当たっては、原子力安全委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともに、タイベック・スーツ又は雨合羽、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要なマスクその他の装備を着用することとする。

警戒区域内の移動に供する車両等についても、原子力安全委員会の助言を踏まえ、必要な養生を行う。

責任者は、緊急時に備えて、所要量の安定ヨウ素剤を携行する。

7 スクリーニング

スクリーニングについては、あらかじめ定めた実施場所において、原子力安全委員会の助言に基づき実施する。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

8 一時立入りの基準等

警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者（2(2)）についての一時立入りの基準等は、以下のとおりとする。

(1) 実施主体

国及び県の支援を得て、市町村が実施する。

(2) 移動手段

避難所等から中継基地、中継基地から警戒区域内の集合場所への移動手段は、原子力災害現地対策本部が確保したバスとし、個人での移動は認めない。

したがって、自家用車その他の移動手段による立入りは、認めないものとする。

(3) 一時立ち入りの体制

ア 現場責任者

原子力発電所の不測の事態による一時立入りの中断その他の緊急事態が発生した時においても、一時立入りの安全を確保し、迅速かつ的確な避難を行うため、一時立入りの実施市町村が現場責任者を置くこととする。また、現場責任者は、国及び県の支援を得て、原子力発電所、気象等に関する情報、通信手段等を確保する。

イ ブロック割

一時立入りは自宅の位置が近接している一つのまとまりを持った地区の者（ブロック割）により行うこととし、一時立入りの統制を図るためその代表者（地区代表

者)を選定する。

ウ 引率者等

ブロック割ごとに、引率を行う自治体職員等(引率者)、放射線管理を行う東京電力(関連会社等を含む。)の職員を配置する。

エ 滞在時間

警戒区域内の滞在時間については、移動時間を含めて5時間を基準とする。一時立入者による自宅への立入時間は2時間を限度とする。

(4) 一時立入者との連絡手段の確保

引率者は、衛星電話やトランシーバ、拡声器等により、現場責任者及び一時立入者との連絡手段を確保しておくものとする。

(5) 持ち出せる物

一時立入者が持ち出せる物の範囲、数量、種類は、原子力安全委員会の助言を踏まえ、必要最小限のものとする。

自家用車については、別途検討し、原子力災害現地対策本部長が実施のための計画を別に定めるものとする。

食品や家畜等の生物については、持出しを認めない。

ペットについては、別途検討し、原子力災害現地対策本部長が実施のための計画を別に定めるものとする。

9 その他

この許可基準に規定する事項の細則及びその他一時立入りの実施に必要な事項については、原子力災害現地対策本部長が定める「警戒区域への一時立入実施計画」によることとする。